2018年10月26日

株式会社三井住友銀行 御中 株式会社三菱UFJ銀行 御中 株式会社みずほ銀行 御中 農林中央金庫 御中 三井住友信託銀行株式会社 御中

手数料支払に関する確認書

(借入人)

チーフファイナンシャルオフィサー/s/コスタ サロウコス

(武田薬品工業株式会社)

(风田栄加工未休八云化)

武田薬品工業株式会社(以下、「借入人」という。)は、リードアレンジャー兼ブックランナーとしての株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱UFJ銀行、アレンジャー兼ブックランナーとしての株式会社みずほ銀行並びにアレンジャーとしての農林中央金庫及び三井住友信託銀行株式会社(総称して、以下、「アレンジャー」という。)に対し、2018年10月5日付「シンジケートローン組成のご提案」及びこれに対する同年同日付承諾書(総称して、以下、「プロポーザルレター」という。)に基づき締結された2018年10月26日付劣後特約付コミット型シンジケートローン契約(以下、「本劣後ローン契約」という。)に関連した手数料をそれぞれ以下の条件に基づき支払うことを確認します。

なお、本確認書において別途明示的に定める場合を除き、本確認書において用いる用語は、プロポーザルレター及び本劣後ローン契約において定義されたものと同様の意味を有します。

また、本確認書は借入人が記名押印の上、株式会社三井住友銀行がその原本を保有し、借入人及び他のアレンジャーに写しを交付するものとします。

第1条(契約締結時)

借入人は、本劣後ローン契約の契約締結日において、各アレンジャーの当初コミット金額の 0.40%相 当額の手数料並びにこれに係る消費税及び地方消費税を、各アレンジャーに対して、株式会社三井住 友銀行が別途指定する方法により、一括して支払うものとする。当該支払に要する費用は、借入人の 負担とする。なお、アレンジャーは、いったん受領した手数料については、いかなる場合においても 返還する義務を負わない。

第2条(貸付実行時)

借入人は、本劣後ローン契約の実行日において、各アレンジャーの個別貸付実行金額の 0.75% 相当額 の手数料並びにこれに係る消費税及び地方消費税を、各アレンジャーに対して、株式会社三井住友銀行が別途指定する方法により、一括して支払うものとする。当該支払に要する費用は、借入人の負担とする。なお、アレンジャーは、いったん受領した手数料については、いかなる場合においても返還する義務を負わない。